第

2807

アスクラ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 6月22日 水曜日

뭉

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

申告期限の延長の特例

← : 当社は今月設立した会社です。定款に 株主総会の日を決算日から3ヶ月以内と定め ています。申告も決算日から3ヶ月以内にす ればいいですか?

A:申告期限の延長の申請をして承認され れば3ヶ月以内に申告をすることが認められ ます。

【解説】

法人の確定申告の申告期限は、各事業年度 終了の日の翌日から2ヶ月以内と定められ ていますが、次の条件を満たしている場合 において、申請して承認が受けられれば、 申告期限を1ヶ月延長することができます。 ①会計監査人の監査を受けなければならな い場合

- ②定款で事業年度終了の日から3ヶ月以内 に株主総会を開催することを定めている場
- ③外国法人で本社が2ヶ月以内に確定決算 の手続きが完了しない場合
- ④①から③に類する理由により決算が確定 しない場合

また、地方税については、法人税の申告期 限の延長が認められた旨を届け出れば延長 されることとなっています。

なお、申告期限の延長の特例を受けた場合 であっても、事業年度終了の日の翌日から 2ヶ月以内に納税だけはしておかないと、 実際の納付日までの期間にかかる利子税が かかりますのでその点、注意が必要です。







